

証券コード 4880
2026年1月9日
(電子提供措置の開始日2025年12月16日)

株主各位

東京都渋谷区渋谷一丁目23番21号
セルソース株式会社
代表取締役社長 山川雅之

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第10回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.cellsource.co.jp/ir/news/>)



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しております。下記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名に「セルソース」又は証券コードに「4880」を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面もしくはインターネット等にて議案に対する賛否をご表示いただき、2026年1月27日(火曜日)午後5時までに議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月28日（水曜日）午前11時
(受付開始 午前10時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル イベントスペースEBiS303
カンファレンススペース 5階
3. 会議の目的事項
(報告事項) 1. 第10期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）事業報告
及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会
の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）計算書類
の内容報告の件
- (決議事項)
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
◎当社では、紙資源の削減と議決権行使いただくうえで必要な情報提供を両立する
ため、書面交付請求をされていない株主様には株主総会参考書類及び事業報告の一
部を抜粋した資料（サマリー版）をお届けしています。従前どおりの招集ご通知を
ご覧になる場合は、当社ウェブサイト又は東証ウェブサイトをご参照ください。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますよ
うお願い申し上げます。
- ◎法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがつ
て、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査を
した書類の一部であります。
- ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容
を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面



同封の議決権行使書用紙に
賛否をご表示いただき、行
使期限までに到着するよう
ご返送ください。議決権行
使書面において、議案に賛
否の表示がない場合は、賛
成の意思表示をされたもの
として取り扱わせていただ
きます。

行使期限

2026年1月27日(火)
午後5時までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使サイト
(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしてい
ただき、行使期限までに賛
否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。 ➤

行使期限

2026年1月27日(火)
午後5時までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を
株主総会当日、会場受付に
ご提出ください。

※ご来場いただいても、ご入場
をお断りさせていただく場
合がございます。

株主総会開催日時

2026年1月28日(水)
午前11時

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・ 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のう
え、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・ パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するため
の重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者
への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・ 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場
合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使さ
れた内容を有効とさせていただきます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

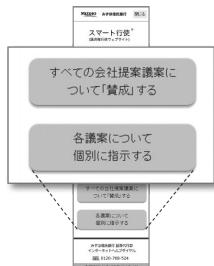
- 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

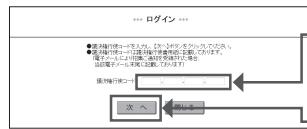
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



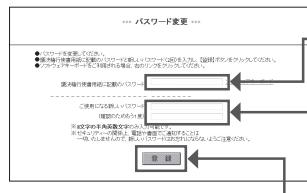
「次へすすむ」
をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使
コード」を入力
「次へ」を
クリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力
実際にご使用に
なる新しいパス
ワードを設定し
てください
「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524 受付時間
年末始を除く午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社グループの事業拡大及び今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~4. (条文省略) 5. 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、化粧品、健康食品、医療機器、美容機器及び関連諸用品の設計、開発、製造、輸入、製造販売並びに販売	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~4. (現行どおり) 5. 下記物品に関する設計、開発、製造、輸入、製造販売並びに販売 (1)医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、化粧品、医療機器、美容機器及び関連諸用品 (2)健康食品、サプリメント、栄養補助食品及びそれらの原材料 (3)衣料品、衣料雑貨品、寝具、インテリア雑貨及びそれらの原材料 (4)美容用品、アロマオイル、フレグランス及び香料商品 (5)フィットネス関連商品
6. ~13. (条文省略) (新設) (新設)	6. ~13. (現行どおり) 14. フィットネスジムの経営、企画、運営 15. フィットネスに関する催物、商品展示会及び講習会の企画、運営及び販売 16. 貸会議室の運営及び運営受託 17. 不動産売買、交換、賃貸及び管理 18. 前各号に関するコンサルティング業務、マーケティング業務
14. 前各号に関するコンサルティング業務、マーケティング業務 15. 前各号に付帯する一切の業務	19. 前各号に付帯する一切の業務

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本総会終結時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となります。つきましては、より効率的な経営体制の構築及び意思決定のさらなる迅速化を図るため、2名減員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたか、意見はありませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	山川 雅之 (1964年7月3日)	1993年10月 聖心美容外科クリニック開設 2007年4月 THE CLINIC 東京開設 2015年1月 シリアルインキュベート株式会社設立 代表取締役（現任） 2015年11月 当社設立代表取締役 2016年3月 東京ひざ関節症クリニック開設 2019年12月 シナジョン株式会社設立代表取締役（現任） 2022年1月 当社取締役 2022年2月 フォレストリート株式会社設立代表取締役（現任） 2024年1月 当社取締役会長 2025年10月 バリューディファイン株式会社代表取締役（現任） 2025年11月 当社代表取締役社長CEO（現任） （重要な兼職の状況） シリアルインキュベート株式会社代表取締役 シナジョン株式会社代表取締役 フォレストリート株式会社代表取締役 バリューディファイン株式会社代表取締役	7,173,900株
【取締役候補者とした理由】			
山川雅之氏につきましては、創業時当社代表取締役として設立に参画し、医師としての豊富な経験・見識に加え、経営に関する高い見識を有しております、当社の更なる事業展開、経営の意思決定及び監督を遂行できるものと判断したためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
2	伊賀智洋 (1970年12月8日) ※新任	<p>1994年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）入行</p> <p>2003年9月 株式会社KIACON入社</p> <p>2005年9月 株式会社リヴァンプ入社</p> <p>2014年4月 フォースバー・コンシェルジュ株式会社入社</p> <p>2017年6月 フォースバー・コンシェルジュ株式会社取締役</p> <p>2021年4月 株式会社アマナ入社</p> <p>2023年3月 株式会社アマナ取締役CFO</p> <p>2024年7月 当社入社</p> <p>2024年11月 当社執行役員コーポレート本部長（現任）</p>		-株

【取締役候補者とした理由】

伊賀智洋氏につきましては、企業における広範な事業経験と金融機関における豊富な経験を有しております、入社以来、幅広い知見と高い見識のもと業務部門を管掌され、当社の更なる事業の発展に十分な役割を果たすことが期待できるものと判断したためであります。

- (注) 1 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 各候補者の所有する当社の株式数は、2025年10月31日時点の株式数を記載しております。
- 3 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- 4 山川雅之氏の所有する当社株式数については本人名義のものであり、同氏資産管理会社及び近親者が保有する議決権所有割合は2025年10月31日時点で9.83%です。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本総会終結時をもって監査等委員である取締役 藤沢久美氏は辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
紙野 愛 健 (1968年3月4日) ※新任	<p>1995年10月 中央監査法人 入所 1999年4月 公認会計士登録 2008年8月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）パートナー 2011年7月 紙野公認会計士事務所代表（現任） 2011年9月 税理士登録 2012年4月 青山アクセス税理士法人代表社員（現任） 2013年5月 株式会社レナウン社外監査役 2014年10月 青山アクセスコンサルティング株式会社代表取締役（現任） 2015年3月 株式会社エナリス社外監査役 2016年2月 株式会社No.1社外監査役（現任） 2017年6月 エネルギープロダクト株式会社社外取締役（現任） 2019年7月 株式会社スペースバリューホールディングス社外取締役 2024年5月 株式会社JU岐阜羽島オートオークション社外監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 紙野公認会計士事務所代表 青山アクセス税理士法人代表社員 青山アクセスコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社No.1社外監査役</p>	-株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】		

紙野愛健氏につきましては、公認会計士及び税理士であり、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有していることから、新たに監査等委員としての立場から当社事業活動の公平・公正な意思決定及び経営の健全性確保に対して適切な提言と監督を行っていただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
- 2 候補者の所有する当社の株式数は、2025年10月31日時点の株式数を記載しております。
- 3 紙野愛健氏は社外取締役候補者です。なお当社は同氏の就任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 4 当社は紙野愛健氏の就任が承認された場合、同氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
- 5 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。紙野愛健氏は、当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ご参考：取締役（監査等委員である取締役を含む。）のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決した場合の取締役（監査等委員である取締役を含む。）のスキルマトリックスは下記のとおりです。

氏名	地位・役割	スキル（当社が求める専門的な知識・経験）							
		企業経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	ガバナンス・内部統制	組織・人事	サイバーセキュリティ	医療	経営戦略・事業推進
山川雅之	取締役	○						○	○
伊賀智洋	取締役		○	○	○		○		○
雨宮猛	取締役 (常勤監査等委員)		○	○	○	○			○
尾崎恒康	社外取締役 (監査等委員)			○	○	○			
紙野愛健	社外取締役 (監査等委員)		○		○				

以上

事 業 報 告

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、2014年11月の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下、「再生医療等安全性確保法」という。）」と「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」施行を踏まえ、再生医療関連事業の産業化推進と同業での新たな価値創出を目指し2015年11月に創設され、当連結会計年度は第10期となります。

当社グループは、血液由来加工受託サービス、脂肪由来幹細胞加工受託サービス、滑膜由来幹細胞加工受託サービス、FatBankサービス及び卵子凍結保管受託サービスで構成される「組織・細胞の加工受託・保管サービス」、医療機関に対し再生医療等安全性確保法に関連する書類作成等のサポートを行う再生医療等法規対応サポートサービスや経営管理支援サービスで構成される「医療機関支援サービス」、医療機関が患者から脂肪等を採取するために必要となる機器を販売する「医療機器販売」、並びに「化粧品販売その他」から構成される「再生医療関連事業」を行っております。

当社グループは2024年12月に「セルソースビジョン」と題して、「膝の痛みに悩む人をゼロへ」というテーマと共に中長期的な事業の方向性を示しました。当連結会計年度はその実現に向けた「Year 0」であり、中長期的な成長の基盤を築く年として、「経営リソース配分の最適化」「整形外科向け既存事業の拡充」「ビジョン実現に向けた先行投資」の3つのコミットメントを掲げました。

当連結会計年度（2024年11月1日から2025年10月31日まで）におきましては、主事業である血液由来加工受託サービス、脂肪由来幹細胞加工受託サービスにおいて、受託件数が前期比減少しました。また、医療機器販売及び化粧品販売その他につきましても前期実績を下回り、売上高減少の要因となりました。一方で、全社的なコストコントロールの徹底によりコスト削減を進めましたが、

売上高の減少に伴う影響をカバーするには至りませんでした。
また、3つのコミットメントは以下の通りに進捗いたしました。

「経営リソース配分の最適化」

事業の選択と集中を終え、事業規模に合わせた一層のスリム化と新規事業領域におけるリソース有効活用の検討フェーズに移行します。

「整形外科向け既存事業の拡充」

自費診療特化型医療機関の売上減が続き、ハイブリッド型整形外科向けサービスの更なる強化による特定医療機関依存からの脱却を進めます。

「ビジョン実現に向けた先行投資」

既存事業の強化、新規事業の推進のために外部パートナーとの連携を進めるも、事業拡大につなげる型作りや活用方針の更なる検討をいたします。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は3,711,455千円、売上総利益は2,087,476千円、販売費及び一般管理費は1,920,768千円、営業利益は166,708千円、経常利益は167,624千円、親会社株主に帰属する当期純利益は10,659千円となりました。

各サービス別の概況は、以下のとおりです。なお、当連結会計年度の期首より、従来「コンサルティングサービス」としていた名称を「医療機関支援サービス」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。また、当社グループは「再生医療関連事業」の単一セグメントを採用しております。

(加工受託サービス・医療機関支援サービス)

加工受託サービス又は医療機関支援サービスの契約を締結した提携医療機関数が前年度末から147院増加し、当連結会計年度末には2,102院に拡大いたしました。一方、医療機関あたりの受託件数は伸び悩み、血液由来加工受託サービスと脂肪由来幹細胞加工受託サービスを合計した加工受託件数が前年度の22,944件から当連結会計年度は20,832件に低下しました。

上記の結果、当連結会計年度の加工受託サービスの売上高は2,446,409千円、医療機関支援サービスの売上高は182,064千円となりました。

(医療機器販売)

医療機器販売は、主に美容クリニック等の医療機関に脂肪吸引機器等の医療

機器を販売しております。当連結会計年度の売上高は、取引先への販売の減少により756,940千円となりました。

(化粧品販売その他)

化粧品販売はBtoCモデルとBtoBモデルがあります。BtoCモデルは、主に自社Webサイトを中心に自社の化粧品を販売しております。またBtoBモデルは、自社で開発した化粧品原料を販売会社に提供、及び販売会社の委託を受けて自社化粧品原料を用いたOEM製造・販売をしております。当連結会計年度は、BtoBモデルによる化粧品販売の減少により、売上高は326,041千円となりました。

当社グループが経営上の主要係数としてモニタリングしている加工受託サービス又は医療機関支援契約を締結した「提携医療機関数」、血液由来加工受託サービスと脂肪由来幹細胞加工受託サービスを合計した「加工受託件数」及び「営業利益率」の各数値、並びにサービス分類別売上高の四半期（3カ月）推移は以下のとおりとなっております。

(金額単位：千円)

	2024/10期 第4四半期	2025/10期 第1四半期	2025/10期 第2四半期	2025/10期 第3四半期	2025/10期 第4四半期	直前四半期 対比
提携医療機関数（期末）	1,955院	1,982院	2,017院	2,057院	2,102院	+45院
加工受託件数	5,418件	4,981件	5,322件	5,578件	4,951件	△627件
営業利益率	-25.5%	-7.3%	8.2%	10.7%	4.9%	△5.8ポイント
(サービス分類別売上高)						
加工受託サービス	694,970	555,534	639,255	680,182	571,436	△16.0%
医療機関支援サービス	24,275	21,542	41,165	59,346	60,009	+1.1%
医療機器販売	206,669	218,285	204,645	149,774	184,234	+23.0%
化粧品販売その他	87,765	53,822	86,251	108,288	77,679	△28.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、加工施設設備の増強、品質管理の向上、研究開発機能の充実・強化等を目的とした設備投資を実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は51,512千円であります、その主なものはCPC製造設備拡充に関する投資33,494千円であります。

なお、当連結会計年度において生産能力へ重要な影響を及ぼす設備の売却、撤去等はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第7期 (2022年10月期)	第8期 (2023年10月期)	第9期 (2024年10月期)	第10期 (当連結会計年度) (2025年10月期)
売上高(千円)	—	—	—	3,711,455
経常利益(千円)	—	—	—	167,624
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	—	—	—	10,659
1株当たり当期純利益(円)	—	—	—	0.54
総資産(千円)	—	—	—	7,023,969
純資産(千円)	—	—	—	6,016,826
1株当たり純資産(円)	—	—	—	297.80

(注) 当社は、2025年10月期より連結計算書類を作成しているため、2022年10月期から2024年10月期の数値は記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ハイブリッドメディカル株式会社	100百万円	100%	医療機関の運営サポート事業

(注) ハイブリッドメディカル株式会社は2024年11月1日に設立しております。

(4) 対処すべき課題

経営戦略を推進するうえで、会社が対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取組が必要であると考えております。

① 新たな選択肢としての再生医療の認知拡大

当社グループが展開する再生医療関連事業が属する再生医療市場は、国内外で急速に成長しておりますが、医療機関並びに患者における新たな選択肢としての認知については更なる拡大の余地があります。当社グループはリーディングカンパニーとして再生医療の社会実装を牽引し、医療機関並びに患者に対するエビデンスに基づいた情報提供をはじめとした啓発活動を続けることが、当社グループの事業基盤の安定化につながると考えております。

② 拠点集約完了による加工受託処理能力の効率化及び研究開発の強化

再生医療等市場の成長を背景に、当社グループの再生医療関連事業での加工受託件数は、創業来着実に積み上がり、累計数を伸ばしてきました。当連結会計年度においては、加工受託件数の増加に合わせた処理能力の向上のため、製造拠点の集約を完了させました。今後当社グループは、専門的な知識・技能を有する優秀な人材の活用をさらに進め、拠点集約による加工業務の改良による作業工程の効率化と技術開発等による、加工受託処理能力の効率化並びに再生医療及び研究開発の強化を進めてまいります。

③ 治療・診療データの蓄積・エビデンスの確保

加工受託の実績及び医療機関等との連携による治療・診療等の実績データの蓄積・エビデンスの確保は、学会やセミナー等での展開やアカデミア・医師等との協働推進、さらには新たな事業エリアへの布石に向けて必要不可欠なものであると認識しております。当社グループでは、これまでに12万件超となる加工受託の実績がありますが、今後も、一層データ蓄積・エビデンス確保を重要な経営課題と認識するとともに、その手法についても強化、改善してまいります。

④ 内部統制、内部管理・法令遵守・情報管理体制の強化

事業推進や外部との協業等において、当社グループの経営管理上の信用力向上が必要となります。そのためには、内部統制システム及びリスク管理・法令遵守・情報等に関する内部管理体制の基盤構築が重要であると認識しております。当社グループでは、かかる内部統制・内部管理体制の強化を継続的に実施してまいります。

⑤ 知財戦略

当社グループの事業推進の過程や第三者との共同研究等で獲得した知的財産権の確保は、競争力の確保、将来の事業展開のために重要であると認識しております。当社グループでは、かかる知的財産権を顧問弁理士との緊密な連携により維持・確保してまいります。

⑥ デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタルトランスフォーメーションの推進は当社グループの継続的なイノベーションの創出や競争優位の源泉となる無形資産投資であり、経営戦略の重要な課題と認識しております。業務プロセスやビジネスモデル、企业文化等の変革に向けて、担当部署のみならず全社員が当事者意識を持ち、デジタルトランスフォーメーションに向けての投資を推進してまいります。

⑦ サステナビリティへの取組

企業価値を継続的に向上させていくためには、従来の財務面のパフォーマンスに加えて、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを同期化させ、経営・事業変革を推進していくことが必要であると認識しております。そのためには、人（Human）社会（Social）未来（Future）にフォーカスしたHSF経営の推進及び人材・多様性の確保等の取組を重要な経営課題と認識するとともに、積極的に進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

再生医療関連事業

- ・組織・細胞の加工・保管受託サービス
- ・医療機関支援サービス
- ・医療機器販売
- ・化粧品販売その他

(6) 主要な営業所（2025年10月31日現在）

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
羽田グローバルCPC	神奈川県川崎市

(7) 従業員の状況（2025年10月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
148名	9名減	37.6歳	3.2年

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者31名（月末平均による年間平均雇用人員数）は含んでおりません。
- 2 第10期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますが、当社の子会社であるハイブリッドメディカル株式会社の従業員は当社からの出向者で構成されているため、前事業年度末と当連結会計年度末の比較増減を前連結会計年度末比増減に表示しております。

(8) 主要な借入先（2025年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 51,840,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,819,962株
- (3) 株主数 12,291名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山川 雅之	7,173,900株	36.19 %
シリアルインキュベート株式会社	1,900,800株	9.59 %
榎本 理人	1,356,000株	6.84 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,089,300株	5.49 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	172,100株	0.86 %
楽天証券株式会社共有口	144,800株	0.73 %
貴田 純一	119,300株	0.60 %
花木 博彦	72,000株	0.36 %
セルソース社員持株会	62,800株	0.31 %
雨宮 猛	62,700株	0.31 %

(注) 持株比率は、自己株式（580株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

第12回新株予約権	
決議年月日	2025年6月12日
新株予約権の行使時の払込金額	1株につき682円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。
新株予約権の行使期間	2027年6月13日から2035年6月12日まで
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名
新株予約権の数	当社従業員 1,582個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 158,200株

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年10月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 川 雅 之	シリアルインキュベート株式会社代表取締役 シナジオン株式会社代表取締役 フォレストリート株式会社代表取締役 バリューディファイン株式会社代表取締役
代表取締役社長CEO	澤 田 貴 司	株式会社ロッテベンチャーズ・ジャパン取締役 株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外取締役 株式会社フジ・メディア・ホールディングス社外取締役
取締役CXO	榎 本 理 人	—
取 締 役	島 田 由 香	株式会社YeeY代表取締役 一般社団法人dialogue代表理事 合同会社NOTONO代表社員 一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会代表理事
取 締 役 (常勤監査等委員)	雨 宮 猛	—
取 締 役 (監査等委員)	尾 崎 恒 康	東ソー株式会社社外監査役 尾崎経営法律事務所代表 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監査等委員)	藤 沢 久 美	株式会社国際社会経済研究所理事長 株式会社しづおかフィナンシャルグループ社外取締役 株式会社メルカリ社外取締役 トヨタ自動車株式会社社外取締役

- (注) 1 取締役 島田由香氏、尾崎恒康氏及び藤沢久美氏は、社外取締役であります。
- 2 当社は、常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席すること等により、業務執行取締役の職務執行を常時監督する体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。
- 3 当社は、取締役 島田由香氏、尾崎恒康氏及び藤沢久美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 4 監査等委員 雨宮猛氏は、上場企業の立ち上げから経営に携わり、長年にわたり財務責任者を担った等の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 代表取締役会長の山川雅之氏は、2025年1月29日付で取締役会長から代表取締役会長に異動し、さらに2025年11月1日付で代表取締役会長から代表取締役社長CEOに異動いたしました。
- 6 代表取締役社長CEOの澤田貴司氏は、2025年11月1日付で代表取締役社長CEOから取締役会長に異動いたしました。
- 7 取締役CXOの榎本理人氏は、2025年11月1日付で取締役CXOから取締役に異動いたしました。
- 8 村上憲郎氏は、2025年1月29日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- 9 当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名であり、細田薰氏、林祐太氏、伊賀智洋氏であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、当社執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。

(5) 取締役の報酬等の額

① 役員報酬を決定するにあたっての方針と手続

定時株主総会で決議された報酬限度額以内で、以下に決定しております。

取締役

取締役会決議により、取締役の報酬についての以下の基本方針を定め、報酬額を決定しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

I 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社外取締役及び監査等委員である取締役を除いた取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役及び監査・監督機能を担う監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

II 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

III 業績連動報酬等の業績指標の内容及び額または数の算定方法並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬及び株式報酬とする。現金報酬は、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとし、支給額は各取締役の役位・職責に基づいて算出された額を賞与として決定し、毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。株式報酬は、業績連動型譲渡制限付株式報酬として、パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度を採用し、評価期間である各事業年度の終了後に交付する株式には譲渡制限を付する。なお、納税資金を確保する観点から、その一部を金銭で支給する。業績連動型譲渡制限付株式報酬は、原則として、各事業年度において定める業績目標その他の客観的な当社の業績指標等を評価指標として、その達成度に応じて、評価期間終了後に、当社の普通株式を交付する。評価指標として採用する業績指標は各事業年度における経営上の重要性等に応じて取締役会において決定し、業績連動型譲渡制限付株式に係る権利は各事業年度の状況等に応じて取締役会において定める時期に付与する。業績連動型譲渡制限付株式報酬として交付する株式の数および支給する金銭の額は、各々の職責等を考慮して定める基準となる数または額に、予め定めた評価期間における評価指標の達成度に応じた支給率を乗じて決定する。業績連動型譲渡制限付株式報酬として交付する株式には、一定の期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないとの譲渡制限を付する。

IV 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の固定報酬及び業績指標に連動する業績連動報酬等（現金報酬及び株式報酬）の割合については、事業環境や財務状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とする。

V 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については指名報酬諮問委員会の答申を得て取締役会において決議する。なお、監査等委員である取締役の報酬額は監査等委員である取締役の協議によって決定する。

② 取締役の報酬

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				支給人員	
		基本報酬	業績連動報酬		非金銭報酬		
			賞与	株式報酬			
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	127,770千円 (38,400千円)	113,700千円 (38,400千円)	— (—)	14,070千円 (—)	— (—)	5名 (2名)	
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	27,900千円 (18,900千円)	27,900千円 (18,900千円)	— (—)	— (—)	— (—)	3名 (2名)	
合計	155,670千円	141,600千円	—	14,070千円	—	8名	

- (注) 1 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2023年1月27日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）は4名（うち社外取締役2名）です。
- 2 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年1月27日開催の定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役は3名です。
- 3 上記の取締役（監査等委員を除く）の支給人員には、2025年1月29日開催の第9回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- 4 業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額は、基本報酬のほか、2025年1月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役は2名です。
- 5 業績連動報酬はパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬であり、株式報酬は業績連動報酬及び非金銭報酬の双方に該当しますが、業績連動報酬の株式報酬として表示しております。
- 6 業績連動報酬に係る業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため当期営業利益を採用しており、2025年10月期の当期営業利益は166,708千円となります。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役島田由香氏は、株式会社YeeY代表取締役、一般社団法人dialogue代表理事、合同会社NOTONO代表社員及び一般社団法人日本ウェルビーイング推進協議会代表理事であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）尾崎恒康氏は、東ソー株式会社社外監査役、尾崎経営法律事務所代表及び株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- 取締役（監査等委員）藤沢久美氏は、株式会社国際社会経済研究所理事長、株式会社しづおかフィナンシャルグループ社外取締役、株式会社メルカリ社

外取締役及びトヨタ自動車株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況及び発言内容 並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関する 行った職務の概要
取 締 役	島 田 由 香	当事業年度に開催された取締役会については、2025年1月の就任以降、開催された全14回の取締役会に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会については、2025年1月の就任以降、開催された全3回の指名報酬諮問委員会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名及び報酬等の決定に関して、適切な助言・提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	尾 崎 恒 康	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会13回全てに出席し、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき客観的・専門的な発言を行っております。また、指名報酬諮問委員会については、2025年1月の就任以降、開催された全3回の指名報酬諮問委員会に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名及び報酬等の決定に関して、適切な助言・提言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	藤 沢 久 美	当事業年度開催の取締役会18回中15回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行っております。監査等委員会13回中11回に出席し、会社経営及び様々な公職歴任経験者としての専門的見地に基づき客観的・専門的な発言を行っております。また、当事業年度開催の指名報酬諮問委員会5回全てに出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名及び報酬等の決定に関して、適切な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認められたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

- (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・正しく行動すること、そのために、人=Human・社会=Social・未来=Futureにフォーカスした「HSF経営」の推進を明確にして役職員のコンプライアンス教育を進めるとともに、「パーパス」「ミッション」「バリュー」「セルソース思考22」を示すことにより、価値観の共有・組織文化の醸成を図っております。
 - ・法令を誠実に遵守し、すべてのステークホルダーに対し、誠意をもって明るく親切かつ丁寧な態度で接することを「倫理規程」に明記しております。またコンプライアンス推進体制や役職員の遵守事項などを「コンプライアンス規程」に明文化することにより、コンプライアンスに対する意識の育成とその遵守徹底を図っております。
 - ・常勤監査等委員や顧問弁護士にも直接通報できる「内部通報制度規程」を定めております。通報された内容は社外取締役を含む監査等委員会にも共有され、独立した立場から法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る体制を構築しております。
 - ・社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等からの不当な要求には一切応じることなく、関係遮断を行うとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための体制整備を進めております。
 - ・常勤の監査等委員である取締役及び顧問弁護士がアドバイザーとして出席するコンプライアンス・リスク協議会を設置しております。本協議会では、当社グループの事業に関連する法令等を網羅的に把握した上で、当該法令等を含む事業リスクを特定・評価し、リスク低減策の策定とモニタリングを定期的に実施しております。
 - ・当社グループの事業発展を目的として、「関係会社管理規程」を策定し、子会社の主管部門を規定しております。同規程に基づき、子会社の事業運営における重要事項に関し、当社の承認もしくは報告を要する体制を整備しております。加えて、子会社との間で経営管理契約を締結し、当該契約に基づく経営管理を通じて当社グループの適正な業務の指導を行っております。
 - ・当社グループは、職務権限表の決裁権限に基づき、当社グループにおける承認事項および当社グループに対する報告事項等を明確にし、当社グループの経営上のリスクを管理・監督し、当社グループ各社に対し必要に応じて指導を行います。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・「文書保管管理規程」を定め、各種議事録やその他の重要文書等の取締役の職務執行に係る情報は適切に保存、管理しております。

- ・文書管理の責任部署は管理部とし、管理部は文書の保存と閲覧権限を適切に設定し、情報管理を行うとともに、取締役からの要請に基づき、速やかに必要文書を閲覧に供する、または提供することができる体制としております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」を定め、当社グループの抱える諸リスクの分類、評価、対応、モニタリング方法等を明確化し、リスクに対する管理体制を構築しております。
- ・コンプライアンス・リスク協議会において、「リスク管理規程」に基づき当社グループに発生し得るリスクを洗い出し、それぞれのリスクごとに「重大性」と「発生頻度」でマトリックス評価のうえ、リスク受容度を測定、その軽重に応じた対応策を実施することとしています。また、実施した対応策の進捗や効果についても同協議会においてモニタリングすることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて執行役員又はその他の使用人がオブザーバーとして出席し、業務の実施内容等を取締役会に報告できる体制をとっております。
- ・経営の監督と執行の明確化を図るために執行役員制度を採用するとともに、経営に関する重要な事項を審議及び決議する経営会議を設置しております。経営会議は業務執行取締役、執行役員及び必要に応じて招集されたその他の使用人で構成され、非業務執行取締役は必要に応じてオブザーバーとして経営会議に出席できるものとしております。
- ・常勤の監査等委員が、取締役会のみならず、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会に出席し、役職員の職務執行状況をタイムリーに把握し経営監視の役割を効率的に行える体制をとっております。
- ・経営会議の議案の内容及びその採否の結果は毎月実施される定時取締役会において報告され、経営上の重要な事項は取締役に共有される体制としております。
- ・「取締役会規程」、「経営会議規程」、「組織規程」、「業務分掌表」及び「職務権限表」において、取締役会及び経営会議等の決議・承認事項並びに職務権限を明確にし、それぞれの会議体の議案が適切に配分されるようにしております。
- ・取締役会及び経営会議の事務局を管理部とし、管理部はそれぞれの議案資料の取り纏めと事前配布などにより、議論が効率的に行われるようサポート業務を実施しております。取締役会招集通知は、遅くとも会議の3日前までに議案資料とともに送付、取締役からの要請等必要に応じて議案資料の事前説明を行う体制としております。

- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・「監査等委員会規程」において、コーポレート本部長もしくは監査等委員会が指名する他の使用人を監査等委員会の職務を補助すべき使用人として定めております。
 - ・「監査等委員会規程」により、当該補助使用人が行う補助業務については監査等委員会または監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとし、指示された業務の実施内容及び結果の報告は、監査等委員会又は監査等委員である取締役に対して行うものとしております。また当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては監査等委員会の事前同意を要することとしております。
- (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・「監査等委員会規程」において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他の使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事實を発見した時には、速やかに監査等委員会又は監査等委員に報告するものとしております。また、監査等委員会は必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及びその他の使用人に対して報告を求めることができるものとしています。
 - ・内部通報制度において、使用人は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する情報を常勤の監査等委員に通報できることとしております。
 - ・「監査等委員会規程」及び「内部通報制度規程」により、監査等委員会又は監査等委員に報告・通報した者に対し、当該報告等を行ったことを理由として、会社はいかなる不利益な取扱いも行ってはならないこととしております。
- (7) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・「監査等委員会規程」において、その職務の執行に関して生じる費用、外部の専門家の助言を受けた場合の費用、職務遂行に必要な知識習得のための費用等について、会社から前払い又は償還を受けることができるものとしております。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・「監査等委員会規程」において、常勤の監査等委員を定めるものとしています。
 - ・常勤の監査等委員は、稟議書や契約書等の社内文書を閲覧できる権限を有するとともに、経営会議、コンプライアンス・リスク協議会その他の重要な会議に

出席し必要な情報を聴取しています。また、適宜、業務執行取締役、執行役員及びその他の使用人と意見交換を行い相互の意思疎通を図っております。常勤の監査等委員は、かかる活動で知りえた情報を非常勤である監査等委員と共有するようにしております。

- ・監査等委員会及び監査等委員は、会計監査人及び内部監査担当と定期的及び必要に応じて隨時、情報及び意見交換を行い、それぞれの監査活動の連携、実効性及び効率性の確保を行っております。

(9) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営戦略等の方向性や詳細な事業計画等について、社外取締役を交えて議論を行い、その内容につき決定しました。
- ・監査等委員会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、中立・独立の立場から、取締役会による意思決定が適切かつ効率的に行われていることを監督しました。
- ・経営会議を原則として毎月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役会決議により委任された事項、取締役会への上程議案、その他経営上の重要な事項として社規則で定められた事項を決定しました。
- ・コンプライアンス及び経営上のリスクにおいて種々勘案すべき事項及び行動計画等についてコンプライアンス・リスク協議会を原則として毎月開催し、部門的横断組織としてコンプライアンス及び経営上のリスクにおいて対処すべき事項及びその行動計画等について協議を行いました。
- ・会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失又は不利益を生じさせる虞がある各種リスクについてリスク管理マッピング表に洗い出し、現状及び対応状況について1年ごとに評価し、今後の課題、強化・対応を図りました。
- ・常勤の監査等委員は、取締役会、経営会議及びコンプライアンス・リスク協議会等の重要な会議に出席するとともに議事録や決裁書類の閲覧等を行い、コンプライアンスを中心とした会社の状況を把握しました。また監査等委員会は、内部監査担当より、内部監査結果の報告を受けるとともに緊密に連携し、業務執行状況について確認しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は現在成長過程にあり、事業上獲得した資金については事業拡大のための成長投資に充当することを最優先としつつ、同時に株主への利益還元を経営上の最重要課題と位置付けております。配当につきましては、設備投資等将来にわたって企業価値を高める資金を勘案しながら、配当性向10%を基準として、

継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針といたします。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株あたり5円とさせていただきます。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 额	科 目	金 额	
(資産の部)				
流 動 資 產	5,487,599	流 動 負 債	442,839	
現 金 及 び 預 金	4,711,820	買 一 挂 金	61,890	
売 売 掛 金	337,998	リ ス 債 務	20,890	
商 品 及 び 製 品	89,646	未 払 金	70,702	
仕 傷 掛 品	39,814	未 払 費 用	49,371	
原 材 料 及 び 貯 藏 品	136,721	未 払 法 人 税 等	28,348	
前 渡 金	7,536	未 払 消 費 税 等	45,763	
前 払 費 用	66,975	未 払 配 当 金	1,769	
そ の 他	102,415	前 受 取 金	35,274	
貸 倒 引 当 金	△5,329	預 金	12,634	
固 定 資 產	1,536,369	賞 与 引 当 金	63,136	
有 形 固 定 資 產	988,754	役 員 賞 与 引 当 金	4,221	
建 物	702,019	受 注 損 失 引 当 金	1,923	
工 具、器 具 及 び 備 品	234,029	株 式 報 酬 引 当 金	10,412	
リ 一 ス 資 產	50,505	契 約 損 失 引 当 金	36,499	
建 設 仮 勘 定	2,200	固 定 負 債	564,303	
そ の 他	0	リ 一 ス 債 務	35,829	
無 形 固 定 資 產	56,393	資 產 除 去 債 務	301,457	
ソ フ ト ウ エ ア	32,083	契 約 損 失 引 当 金	227,016	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	24,310	負 債 合 計	1,007,142	
投 資 そ の 他 の 資 產	491,221	(純 資 產 の 部)		
投 資 有 価 証 券	110,722	株 主 資 本	5,896,272	
長 期 前 払 費 用	18,768	資 本 金	1,428,146	
繰 延 税 金 資 產	73,469	資 本 剰 余 金	1,338,146	
敷 金 及 び 保 証 金	288,261	利 益 剰 余 金	3,131,681	
破 産 更 生 債 権 等	165	自 己 株 式	△1,703	
貸 倒 引 当 金	△165	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,937	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,937	
資 產 合 計	7,023,969	新 株 予 約 権	114,617	
		純 資 產 合 計	6,016,826	
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	7,023,969	

連 結 損 益 計 算 書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 売 上 高		3,711,455
売 売 上 原 価		1,623,978
売 売 上 総 利 益		2,087,476
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,920,768
営 業 利 益		166,708
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	251	
固 定 資 産 売 却 益	2,598	
確 定 抛 出 年 金 返 還 金	6,314	
受 取 补 償 金	2,029	
雜 収 入	4,462	15,657
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,314	
為 替 差 損	17	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	9,278	
支 払 补 償 費	2,304	
固 定 資 産 売 却 損	854	
創 立 費	963	
そ の 他	9	14,741
経 常 利 益		167,624
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	6,931	6,931
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	13,306	
現 物 配 当 に 伴 う 交 換 損 失	51,402	64,708
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		109,846
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23,443	
法 人 税 等 調 整 額	75,743	99,186
当 期 純 利 益		10,659
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,659

連結株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,426,474	1,336,474	3,220,049	△1,703	5,981,294
当期変動額					
新株の発行	1,672	1,672	—	—	3,345
剰余金の配当	—	—	△99,027	—	△99,027
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	10,659	—	10,659
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	1,672	1,672	△88,367	—	△85,022
当期末残高	1,428,146	1,338,146	3,131,681	△1,703	5,896,272

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	10,353	10,353	45,453	6,037,101
当期変動額				
新株の発行	—	—	—	3,345
剰余金の配当	—	—	—	△99,027
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	—	10,659
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,416	△4,416	69,163	64,747
当期変動額合計	△4,416	△4,416	69,163	△20,274
当期末残高	5,937	5,937	114,617	6,016,826

貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
(資産の部)				
流 動 資 產	5,227,546	流 動 負 債	409,121	
現 金 及 び 預 金	4,461,768	買 一 斯 債	61,890	
売 売 挂 金	322,048	未 払 金	20,890	
商 品 及 び 製 品	89,646	未 払 費 用	68,519	
仕 備 挂 金	39,814	未 払 法 人 税	48,802	
原 材 料 及 び 貯 藏 品	136,721	未 払 消 費 税	9,555	
前 渡	7,536	未 払 配 当 金	37,252	
前 払 費 用	66,789	前 受 取 金	1,769	
そ の 他	108,520	預 金	35,274	
貸 倒 引 当 金	△5,299	賞 与 引 当 金	12,621	
固 定 資 產	1,733,279	役 員 賞 与 引 当 金	59,488	
有 形 固 定 資 產	988,754	受 注 損 失 引 当 金	4,221	
建 物	702,019	株 式 報 酬 引 当 金	1,923	
工 具、器 具 及 び 備 品	234,029	契 約 損 失 引 当 金	10,412	
リ 一 斯 資 產	50,505	固 定 負 債	36,499	
建 設 仮 勘 定	2,200	リ 一 斯 債 務	564,303	
そ の 他	0	資 產 除 去 債 務	35,829	
無 形 固 定 資 產	56,393	契 紦 損 失 引 当 金	301,457	
ソ フ ト ウ エ ア	32,083	負 債 合 計	227,016	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	24,310	(純資産の部)		
投 資 そ の 他 の 資 產	688,132	株 主 資 本	5,866,846	
投 資 有 価 証 券	110,722	資 本 本 金	1,428,146	
関 係 会 社 株 式	200,000	資 本 剰 余 金	1,338,146	
長 期 前 払 費 用	18,768	資 本 準 備 金	1,338,146	
繰 延 税 金 資 產	70,379	利 益 剰 余 金	3,102,256	
敷 金 及 び 保 証 金	288,261	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,102,256	
破 産 更 生 債 権 等	165	繰 越 利 益 剰 余 金	3,102,256	
貸 倒 引 当 金	△165	自 己 株 式	△1,703	
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,937	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,937	
		新 株 予 約 権	114,617	
資 產 合 計	6,960,826	純 資 產 合 計	5,987,401	
		負 債 ・ 純 資 產 合 計	6,960,826	

損益計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	
売 上 原 価	3,602,955
売 上 総 利 益	1,576,245
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,026,709
営 業 利 益	1,911,029
営 業 外 収 益	115,680
受 取 利 息	16
固 定 資 産 売 却 益	2,598
確 定 抱 出 年 金 返 還 金	6,314
業 務 受 託 収 入	5,140
受 取 補 償 金	2,029
雜 収 入	4,458
	20,557
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,314
為 替 差 損	17
投 資 事 業 組 合 運 用 損	9,278
固 定 資 産 売 却 損	854
支 払 補 償 費	2,304
そ の 他	9
	13,778
経 常 利 益	
特 別 利 益	122,459
新 株 予 約 権 戻 入 益	6,931
特 別 損 失	6,931
関 係 会 社 株 式 売 却 損	13,306
現 物 配 当 に 伴 う 交 換 損 失	51,402
税 引 前 当 期 純 利 益	64,708
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,614
法 人 税 等 調 整 額	78,833
当 期 純 損 失	83,447
	18,765

株主資本等変動計算書

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,426,474	1,336,474	1,336,474	3,220,049	3,220,049	△1,703	5,981,294			
当期変動額										
新株の発行	1,672	1,672	1,672					3,345		
剰余金の配当				△99,027	△99,027			△99,027		
当期純損失				△18,765	△18,765			△18,765		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	1,672	1,672	1,672	△117,793	△117,793	－	△114,447			
当期末残高	1,428,146	1,338,146	1,338,146	3,102,256	3,102,256	△1,703	5,866,846			

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,353	10,353	45,453	6,037,101
当期変動額				
新株の発行				3,345
剰余金の配当				△99,027
当期純損失				△18,765
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,416	△4,416	69,163	64,747
当期変動額合計	△4,416	△4,416	69,163	△49,700
当期末残高	5,937	5,937	114,617	5,987,401

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月15日

セルソース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 寿郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セルソース株式会社の2024年11月1日から2025年10月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セルソース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にははその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十数か月適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に鑑して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十数か月適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月15日

セルソース株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 寿郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セルソース株式会社の2024年11月1日から2025年10月31までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行ふ。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、会社の内部統制部門及び内部監査担当等と連携し、子会社の取締役及び主要な使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を確認いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について説明を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月15日

セルソース株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	雨 宮 猛	㊞
監査等委員	尾崎 恒 康	㊞
監査等委員	藤沢 久美	㊞

(注) 監査等委員 尾崎恒康及び藤沢久美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

エビススバルビル イベントスペースEBIS303
カンファレンススペース5階
東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号



交通のご案内

JR各線

恵比寿駅

東口

..... 徒歩3分

地下鉄日比谷線

1番出口

..... 徒歩4分

**その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**連 結 注 記 表
個 別 注 記 表**

第10期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）

セルソース株式会社

連 結 注 記 表

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

・連結子会社の数 1社

・連結子会社の名称 ハイブリッドメディカル株式会社

ハイブリッドメディカル株式会社については、新規設立に伴い連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物付属設備を含む）については定額法を採用し、その他の固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 2～10年

その他 5年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給にあてるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給にあてるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

⑤ 株式報酬引当金

従業員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

⑥ 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 加工受託サービス

ア. 血液由来加工受託サービス

医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する血液を預かり、その血液から多血小板血漿(PRP)を作成し、活性化させ、成長因子等を濃縮し、無細胞化した後に凍結乾燥(フリーズドライ)を施した「PFC-FD」を作成する加工作業を行っております。これらの収益は、加工の成果物であるPFC-FDの引渡し時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

イ. 脂肪由来幹細胞加工受託サービス

医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する脂肪組織を預かり、脂肪組織由来間葉系幹細胞を抽出、培養、凍結保存する加工作業を行っております。患者から採取された脂肪組織の加工作業が完了した時点で加工受託に係る収益を認識しております。また、当該加工の委託者である医療機関からの要請による脂肪由来幹細胞の発送の都度、配送並びに凍結保存の対価として手数料を收受しております。履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

② 医療機関支援サービス

再生医療を行う医療機関より委託を受けて、医療機関が患者に再生医療を提供する際に必要となる各種申請・届出業務に係る書類作成等のサポート業務、及びKPI（重要業績評価指標）による経営管理手法や人材マネジメント手法の導入及び運営、並びに他の医療機関やアカデミア等との業務提携等をサポートする経営管理支援サービスを行っております。当社グループの提供する計画書等の作成サービスが完了した時点、又は毎月の役務の提供が終了した時

点で収益を認識しております。

③ 医療機器販売

医療機関に対して患者から血液及び脂肪等の組織を採取するために必要な医療機器を販売しております。これらの収益は、引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

④ 化粧品販売その他

当社の再生医療センターでの脂肪由来幹細胞の研究に基づき開発された一般消費者向けの化粧品ブランドの製造販売を行っております。これらの収益は、引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費、創立費

支出時に全額費用として処理しております。

(6) 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 契約損失引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
契約損失引当金	263,516

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

契約損失引当金の認識は、滑膜由来幹細胞加工受託サービスに関する将来のライセンスフィー支払額相当によって見積もっております。

契約損失引当金の主要な仮定には、契約で定められている期間のライセンスフィーが含まれております。予測不能な前提条件の変化等により結果として、契約損失引当金の追加計上または戻入が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	73,469

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出しております。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 437,746千円

連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 19,819,962株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の数
普通株式 580株

3. 当連結会計年度中に行った剩余金の配当に関する事項

2024年12月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

- (1) 配当金の総額 99,027千円
- (2) 1株当たり配当額 5円
- (3) 基準日 2024年10月31日
- (4) 効力発生日 2025年1月14日

4. 当連結会計年度の末日後に行う剩余金の配当に関する事項

2025年12月15日開催の取締役会において、次のとおり決議いたします。

- (1) 配当金の総額 99,096千円
- (2) 1株当たり配当額 5円
- (3) 基準日 2025年10月31日
- (4) 効力発生日 2026年1月13日

5. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 115,300株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及びその進捗等を勘案し、運転資金については主に金融機関からの短期借入により、また設備投資資金については、金融機関か

らの長期借入又は、社債等の発行により資本市場から調達する方針であります。一時的な余資は金融機関への普通預金等、安全性及び換金性の高い短期金融資産で運用しております。また、市場リスクは原則として取らない方針であり、デリバティブ取引は通常業務の中で市場リスクが増加した場合にのみ、必要に応じてヘッジ目的に限定し行う方針としています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは発行体の信用リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は、すべて1年以内の支払期日であります。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 全般的な管理

金融商品に係るリスクを含む会社が負うリスクについては、「コンプライアンス・リスク協議会」において、各リスクの洗出し、評価、軽減策などについて定期的に協議・確認する体制としております。

② 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先の信用リスクについては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、定期的に主要取引先の信用状況を確認しております。

③ 資金の流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

月商に応じた預金残高を維持するとともに、資金繰表を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、一時的な資金逼迫を想定し、金融機関から資金借入枠を確保しております。

④ 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

「現金及び預金」、「売掛金」については、現金であること、及び短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	29,750
投資事業有限責任組合への出資	80,972

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,711,820	—	—	—
売掛金	337,998	—	—	—
合計	5,049,818	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最

も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

重要性が乏しいため記載を省略しております。

賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業は、「再生医療関連事業」の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年10月31日)
加工受託サービス	2,446,409
医療機関支援サービス	182,064
医療機器販売	756,940
化粧品販売その他	326,041
顧客との契約から生じる収益	3,711,455
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,711,455

(注)当連結会計年度より、従来「コンサルティングサービス」としていた名称を「医療機関支援サービス」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、その内容に与える影響はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「2. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点又はサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期末残高は以下のとおりです。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は35,944千円あります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2025年10月31日)
顧客との契約から生じた債権	
売掛金（期首残高）	328,759
売掛金（期末残高）	337,998
契約負債	
前受金（期首残高）	35,944
前受金（期末残高）	35,274

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 297円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 0円54銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

(2024年11月1日から)
(2025年10月31日まで)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物付属設備を含む）については定額法を採用し、他の固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 2～10年

その他 5年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給にあてるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給にあてるため、次期支給見込額のうち当期対応分の金額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点での将来の損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

(5) 株式報酬引当金

従業員に対する将来の当社株式等の給付に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 加工受託サービス

①血液由来加工受託サービス

医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する血液を預かり、その血液から多血小板血漿(PRPP)を作成し、活性化させ、成長因子等を濃縮し、無細胞化した後に凍結乾燥(フリーズドライ)を施した「PFC-FD」を作成する加工作業を行っております。これらの収益は、加工の成果物であるPFC-FDの引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

②脂肪由来幹細胞加工受託サービス

医療機関より委託を受けて、当該医療機関が患者から採取する脂肪組織を預かり、脂肪組織由来間葉系幹細胞を抽出、培養、凍結保存する加工作業を行っております。患者から採取された脂肪組織の加工作業が完了した時点で加工受託に係る収益を認識しております。また、当該加工の委託者である医療機関からの要請による脂肪由来幹細胞の発送の都度、配送並びに凍結保存の対価として手数料を收受しており、履行義務が充足される役務提供完了時点で収益を認識しております。

(2) 医療機関支援サービス

再生医療を行う医療機関より委託を受けて、医療機関が患者に再生医療を提供する際に必要となる各種申請・届出業務に係る書類作成等のサポート業務、及びKPI（重要業績評価指標）による経営管理手法や人材マネジメント手法の導入及び運営、並びに他の医療機関やアカデミア等との業務提携等をサポートする経営管理支援サービスを行っております。当社の提供する計画書等の作成サービスが完了した時点、又は毎月の役務の提供が終了した時点で収益を認識しております。

(3) 医療機器販売

医療機関に対して患者から血液及び脂肪等の組織を採取するために必要な医療機器を販売しております。これらの収益は、引渡時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

す。

(4) 化粧品販売その他

当社の再生医療センターでの脂肪由来幹細胞の研究に基づき開発された一般消費者向けの化粧品ブランドの製造販売を行っております。これらの収益は、引渡し時点で履行義務が充足されると判断しております。なお、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

6. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

7. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 契約損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 (千円)

	当事業年度
契約損失引当金	263,516

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

契約損失引当金の認識は、滑膜由来幹細胞加工受託サービスに関する将来のライセンスフィー支払額相当によって見積もっております。

契約損失引当金の主要な仮定には、契約で定められている期間のライセンスティーが含まれております。予測不能な前提条件の変化等により結果として、契約損失引当金の追加計上または戻入が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(千円)

	当事業年度
繰延税金資産	70,379

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を算出しております。また、繰延税金資産は、将来の事業計画等に基づいた課税所得を合理的に見積り、回収可能性を検討し、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

将来の事業計画等に基づく課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があるため、将来の事象の仮定又は予測に変化が生じ、将来の課税所得に悪影響を及ぼすことが見込まれることとなった場合には、繰延税金資産の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 437,746千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 6,106千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引による取引高 5,140千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 19,819,962株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 580株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2024年12月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 配当金の総額 99,027千円

(2) 1株当たり配当額 5円

(3) 基準日 2024年10月31日

(4) 効力発生日 2025年1月14日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2025年12月15日開催の取締役会において、次のとおり決議いたします。

(1) 配当金の総額 99,096千円

(2) 1株当たり配当額 5円

(3) 基準日 2025年10月31日

(4) 効力発生日 2026年1月13日

5. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 115,300株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度
(2025年10月31日)

繰延税金資産

前受金	9,432千円
未払賞与	25,938 //
敷金償却額	3,839 //
未払事業税	275 //
貸倒引当金	1,674 //
一括償却資産	670 //
株式報酬費用	5,083 //
棚卸資産評価損	2,605 //
契約損失引当金	82,727 //
資産除去債務	95,019 //
税務上の繰越欠損金	16,643 //
その他	8,111 //
繰延税金資産小計	252,021千円
評価性引当額	△92,786 //
繰延税金資産合計	159,235千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,732千円
資産除去債務に対応する除去費用	△86,122 //
繰延税金負債合計	△88,855千円
繰延税金資産純額	70,379千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日から開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更による影響は、軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金(千円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
非連結子会社	㈱メディベース	大阪府大阪市北区	4,000	電子カルテの提供	所有直接 100.0 (注1)	資金の借入先	資金の借入 (注2・3)	200,000	短期借入金	-

注1 2025年9月11日の株式譲渡により、関連当事者に該当しなくなりました。

なお、取引金額に関しては関連当事者であった期間の金額を記載しております。

注2 利率に関しては、市場金利を勘案して決定しております。

注3 現物配当として取得した貸付金と相殺しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業は、「再生医療関連事業」の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年10月31日)
加工受託サービス	2,446,409
医療機関支援サービス	73,564
医療機器販売	756,940
化粧品販売その他	326,041
顧客との契約から生じる収益	3,602,955
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,602,955

(注)当事業年度より、従来「コンサルティングサービス」としていた名称を「医療機関支援サービス」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、その内容に与える影響はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点又はサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期末残高は以下のとおりです。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は35,944千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年10月31日)
顧客との契約から生じた債権	
売掛金（期首残高）	328,759
売掛金（期末残高）	322,048
契約負債	
前受金（期首残高）	35,944
前受金（期末残高）	35,274

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額
2. 1 株当たり当期純損失

296円32銭
0円95銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。